

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の場合は、  
翌日)

## ◇教委規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸付等に関する規則

## 教育委員会規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則をここに公布する。

昭和五十七年九月九日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取県教育委員会規則第四号

### 鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則

#### (目的)

第一条 この規則は、県内の同和関係者の子弟で、大学に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して、地域改善対策大学奨学資金の貸与及び給付を行うことにより、社会に有用な人材を育成することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 同和関係者 地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)第一条に規定する対象地域に居住する同和関係者
- 二 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学

#### (奨学資金の種類)

第三条 地域改善対策大学奨学資金は、地域改善対策大学奨学金(以下「奨学金」という。)及び地域改善対策大学通学用品等助成金(以下「通学用品等助成金」という。)とする。

#### (奨学金の貸与)

第四条 奨学金は、次に掲げる要件を備えている者に対して無利子で貸与するものとする。

- 一 県内の同和関係者の子弟であること。
- 二 大学に在学している者(通信による教育を受けている者及び専攻科又は大学院に在学している者を除く。)であること。
- 三 低所得世帯(世帯の構成員に係る所得の額の合計額が県教育委員会ので定める基準額以下である世帯をいう。)に属し、経済的な理由によ

り、修学が困難な者であること。

四 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）による育英資金、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による修学資金、鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）による奨学資金その他この規則による奨学金と同程度以上の奨学資金の貸与又は給付を受けている者でないこと。

（奨学金の額）

第五条 奨学金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	金 額
国立又は公立の大学	月額 二万三千元
私立の大学	月額 四万円

（奨学金の貸与期間）

第六条 奨学金の貸与期間は、奨学金の貸与を受けることとなつた月から在学する大学の正規の修業年限の終了する月までとする。ただし、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときは、必要と認められる期間、奨学金の貸与期間を延長することができる。

（奨学金の貸与の申請）

第七条 奨学金の貸与を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次の書類を添付して、これを県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 世帯調書（様式第二号）
- 二 在学証明書

（連帯保証人）

第八条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人一人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。  
（奨学金の貸与の決定及び通知）

第九条 県教育委員会は、第七条の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、奨学金を貸与することを適当と認めるときは、貸与の決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（誓約書）

第十条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、速やかに、様式第三号による誓約書を県教育委員会に提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第十一条 奨学金は、毎月一月分ずつ交付する。ただし、必要があると認めるときは、二月分以上をまとめて交付することができる。

（奨学金の貸与の打ち切り及び休止）

第十二条 奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その月分）から奨学金の貸与を打ち切る。

- 一 第四条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 二 奨学金の貸与を受けている者が貸与の辞退を申し出たとき。
- 三 その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 奨学金の貸与を受けている者が休学したときは、当該休学した日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その月分）から復学

した日の属する月の前月分までの奨学金の貸与を休止する。この場合において、休止された月分の奨学金が既に交付されているときは、当該奨学金は、復学した日の属する月分以降の月分の奨学金として交付されたものとみなす。

(借用証書の提出)

第十三条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与が終了し、又は前条第一項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、様式第四号による借用証書を県教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第十四条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の貸与が終了し、又は第十二条第一項の規定により奨学金の貸与を打ち切られたときは、貸与が終了した月の翌月又は貸与を打ち切られることとなつた月から起算して六月を経過した後、県教育委員会の定めるところにより二十年内に、年賦又は半年賦の均等払の方法で貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。ただし、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、県教育委員会は、奨学金の即時返還を命ずることができる。

- 一 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の貸与を受けたとき。
- 二 正当な理由がなく奨学金の返還を怠つたとき。

(奨学金の返還債務の履行の猶予)

第十五条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間、奨学金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 大学その他高等学校(学校教育法に規定する高等学校をいう。)を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であることを入学の資格とする学校に在学するとき。

二 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが著しく困難になつたと認められるとき。

2 前項の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第五号による申請書を県教育委員会に提出しなければならない。

3 県教育委員会は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、返還債務の履行を猶予することを適当と認めるときは、猶予の決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還債務の免除)

第十六条 奨学金の返還債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の定めるところによる。

2 奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第六号による申請書に様式第七号による家庭状況書を添付して、これを県教育委員会に提出しなければならない。

3 県教育委員会は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、返還債務を免除することを適当と認めるときは、免除の決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(届出)

第十七条 奨学金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、様式第八号による届出書を県教育委員会に提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 転学し、又は休学し若しくは復学したとき。

三 氏名又は住所に変更があつたとき。

四 連帯保証人の氏名又は住所に変更があつたとき。

2 奨学金の貸与を受けた者は、前項第三号又は第四号に該当するときは、直ちに、様式第八号による届出書を県教育委員会に提出しなければならない。奨学金の貸与を受けた者で、第十五条の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けたものが転学し、又は退学したときも、同様とする。

3 奨学金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者は、連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人が死亡したときは、様式第九号による届出書を県教育委員会に提出しなければならない。

4 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者が死亡したときは、様式第十号による届出書を県教育委員会に提出しなければならない。

(通学用品等助成金の給付)

第十八条 通学用品等助成金は、第四条第一号から第三号までに掲げる要件を備え、かつ、当該給付の申請をした日の属する年度に大学に入学した者に対して給付するものとする。

(通学用品等助成金の額)

第十九条 通学用品等助成金は、一時金とし、その額は、三万円とする。

(通学用品等助成金の給付の申請及び決定)

第二十条 通学用品等助成金の給付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に第七条各号に掲げる書類を添付して、これを県教育委員会

に提出しなければならない。ただし、第七条の規定による奨学金の貸与の申請(附則第五項において準用する第七条の規定による奨学金の給付の申請を含む。)を併せて行う者にあつては、当該添付書類を省略することができる。

2 県教育委員会は、前項の申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、通学用品等助成金を給付することを適当と認めるときは、給付の決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(通学用品等助成金の交付)

第二十一条 通学用品等助成金は、その決定後、速やかに、交付するものとする。

(返還命令)

第二十二条 通学用品等助成金の給付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により給付を受けた者であるときは、県教育委員会は、通学用品等助成金の返還を命ずることができる。

(申請書等の経由)

第二十三条 この規則の規定により県教育委員会に提出する申請書、届出書その他の書類は、次の各号に掲げる申請書又は届出書を除き、所轄の市町村教育委員会を経由しなければならない。

一 第十五条第二項の申請書

二 第十六条第二項の申請書

三 第十七条第二項の届出書又は同条第三項若しくは第四項の届出書で奨学金の貸与を受けた者に係るもの

(委任)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与及び通学用品等

助成金の給付に關し必要な事項は、県教育委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月一日から適用する。

(昭和五十七年三月三十一日以前に大学に入学した者に関する特例)

2 昭和五十七年三月三十一日以前に大学に入学した者(以下「五十六年度以前入学者」という。)については、第四条の規定にかかわらず、奨学金を給付するものとする。

3 第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第二十三条及び第二十四条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四条各号列記以外の部分中「無利子で貸与」とあるのは「給付」と、第六条中「貸与期間」とあるのは「給付期間」と、「奨学金の貸与を受けることとなつた月から在学する大学の正規の修業年限の終了する月までとする。」とあるのは「奨学金の給付を受けることとなつた月から当該年度の終了する月までとし、県教育委員会が別に定めるところにより在学する大学の正規の修業年限まで、毎年度これを更新することができる。」と、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条第二項及び第十七条第一項中「貸与」とあるのは「給付」と、第二十四条中「奨学金の貸与及び通学用品等助成金の給付」とあるのは「奨学金の給付」と読み替えるものとする。

(昭和五十七年度に大学に入学した者に関する特例)

4 昭和五十七年度に大学に入学した者(以下「五十七年度入学者」という。)については、昭和五十七年四月一日から同年九月三十日までの間、

第四条の規定にかかわらず、奨学金を給付するものとする。

5 第四条、第五条、第六条本文、第七条、第九条から第十二条まで、第十四条第二項、第十七条第一項、第二十三条及び第二十四条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四条各号列記以外の部分中「無利子で貸与」とあるのは「給付」と、第六条中「貸与期間」は、奨学金の貸与を受けることとなつた月から在学する大学の正規の修業年限の終了する月まで」とあるのは「給付期間」は、奨学金の給付を受けることとなつた月から昭和五十七年九月まで」と、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条第二項、第十七条第一項及び第二十四条中「貸与」とあるのは「給付」と読み替えるものとする。

(経過措置)

6 五十六年度以前入学者で、この規則の施行の際現に県教育委員会の他の規程(以下「他の規程」という。)により同和奨学生に決定されているものは、附則第三項において準用する第九条の規定により、奨学金の給付を決定された者とみなす。

7 この規則の施行前に他の規程により、五十六年度以前入学者で同和奨学生に決定されているものに給付された奨学金は、附則第二項の規定により給付された奨学金とみなす。

8 五十七年度入学者で、この規則の施行の際現に他の規程により同和奨学生に決定されているものは、この規則の施行の日から昭和五十七年九月三十日までの間は、附則第五項において準用する第九条の規定により奨学金の給付を決定された者と、同年十月一日以降は、第九条の規定により奨学金の貸与を決定された者とみなす。

9 この規則の施行前に他の規程により、給付された通学用品等助成金又

は五十七年度入学者で同和奨学生に決定されているものに給付された奨学金は、第十八条の規定により給付された通学用品等助成金又は附則第四項の規定により給付された奨学金とみなす。

様式第1号(第7条、第20条関係)

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与(給付)申請書									
フリガナ					郵便番号 □□□-□□				
申請者氏名		年 月 日生男・女			住 所		(電話 局 番)		
在 学 大 学	国公立	大学		学部	学科	第	年次		
	私立	年 月 入学		修業年限	年				
	所在地								
	授業料	年額		千円					
他の奨学資金又は 修学資金の貸与又は 給付の有無		有	貸 与 ・ 給 付		奨学金の 名称及び 額	月額 年額	円		
		無	申請中又は申請予 定の奨学金の有無	有・無	額	月額 年額	円		
家 庭 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄	職業及び勤務先 又は 在学学校名	健康状態	備 考			
			本 人						
申請する奨学資金の種類		1 地域改善対策大学奨学金      2 地域改善対策大学通学用品等助成金							
上記のとおり相違ありませんので、鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則の規定により、地域改善対策大学奨学資金の貸与(給付)を申請します。									
年      月      日									
申 請 者 氏 名				ⓐ					
連 帯 保 証 人				郵便番号 □□□-□□					
				住 所					
				(電話 局 番)					
				氏 名					
				年 月 日生					
				申請者との続柄 (      )					
鳥取県教育委員会 殿									

様式第2号(第7条関係)

フリガナ		世 帯 調 査 書	
世帯主氏名	郵便番号 □□□□-□□	申請者氏名	
世帯主住所	(電話) 局 番)	収入 状 況	
氏 名	申請者 職 業	所得 額 ( 年分) 計	備 考
	本人		
合 計			
生活保護の受給の有無	有	無	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日 市町村長 氏 名 印

市町村教育委員会教育長の所見

年 月 日 教育長 氏 名 印

注 所得額及び生活保護の受給の有無の欄は、市町村長が記入すること。

様式第3号(第10条関係)

誓 約 書

私は、地域改善対策大学奨学金の貸与を受けるにつきましては、鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則を堅く守り、性行を慎み、学業に励むことを誓約いたします。

なお、地域改善対策大学奨学金の返還についても、同規則の規定に従い、連帯保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

本人住所 氏 名 印

連帯保証人住所 氏 名 印

本人との続柄 ( )

鳥取県教育委員会 殿



様式第4号 (第13条関係)

(表)

収入印紙

地域改善対策大学奨学金借用証書

借付金額 金 円

私は、上記の金額の地域改善対策大学奨学金の貸与を受けました。

ついては、鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則の規定及び裏面奨学金返還明細書に従い、滞りなく、返還します。

年 月 日

本人 郵便番号 □□□□-□□

住所

(電話) 局 番)

氏名

(電話) 局 番)

住所

(電話) 局 番)

氏名

(電話) 局 番)

住所

鳥取県教育委員会 殿

(裏)

地域改善対策大学奨学金返還明細書

決定番号 第 号 返還総額 百 十 万 千 百 十 円

氏名 返還期間 年 月 月間

借付金額内訳	借付期間	借付月数	借付月額	借付金額
年 月から 年 月まで	月	万 千 百 十 円	百 十 万 千 百 十 円	
年 月から 年 月まで	月			
年 月から 年 月まで	月			
年 月から 年 月まで	月			
借付金額合計				

借付終了年月日 年 月 日 借付終了理由 卒業・退学・死亡・辞退・その他打ち切り

返還期日	年 賦	第 1 回	年 月 日	金額	円
返還方法及び	年 賦	第 2 回以降	毎 年 同 日	金額	円
	半年賦	第 1 回	年 月 日	金額	円
連絡先	第 2 回以降	毎 年 同 日	金額	円	

就職先及びその所在地

注

- 1 表面の借用証書と裏面の明細書の金額が相違しないこと。
- 2 正確・鮮明に記入し、数字は、算用数字を使用すること。
- 3 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押しすること。ただし、借付金額の訂正は、認められない。
- 4 年賦又は半年賦のいずれか希望のものについて記入すること。
- 5 返還明細書に記入したことは、必ず写しをとっておくこと。

様式第5号（第15条関係）

鳥取県地域改善対策大学奨学金 返還債務履行猶予申請書		決定番号	第	号
出身大学名				
氏名				
記				
返還債務の履行の猶予を 受けようとする期間	年 月 日	から	年 月 日	まで
理由				

上記のとおり奨学金の返還債務の履行を猶予してくださるよう鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則第15条第2項の規定により申請します。

年 月 日 申請者 住 郵便番号 □□□□-□□□□ (電話) 局 (番) ④

氏名 郵便番号 □□□□-□□□□ (電話) 局 (番) ④

連帯保証人 住 郵便番号 □□□□-□□□□ (電話) 局 (番) ④

鳥取県教育委員会 殿 ④

注 次の書類を添付すること。  
 1 大学等に在学する場合は、在学証明書  
 2 疾病又は負傷による場合は、医師の診断書  
 3 災害、盗難その他やむを得ない理由による場合は、その事実を証する市町村長又は民生委員の証明書

様式第6号（第16条関係）

鳥取県地域改善対策大学奨学金 返還債務免除申請書		決定番号	第	号
出身大学名				
氏名				
記				
貸与を受けた総額	返還済額	返還債務の免除を受けようとする額	円	円
理由				

上記のとおり奨学金の返還債務を免除してくださるよう鳥取県地域改善対策大学奨学金の貸与等に関する規則第16条第2項の規定により申請します。

年 月 日 申請者 住 郵便番号 □□□□-□□□□ (電話) 局 (番) ④

氏名 郵便番号 □□□□-□□□□ (電話) 局 (番) ④

連帯保証人 住 郵便番号 □□□□-□□□□ (電話) 局 (番) ④

鳥取県教育委員会 殿 ④

注 精神又は身体の障害による場合は、その事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

様式第7号 (第16条関係)

家 庭 状 況 書						
決 定 番 号	第 号					
出 身 大 学 名 在 氏						
氏 名	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	所 得 年 額 ( 分 )	
			本人			
生 活 の 状 況						
上記のとおり相違ありません。						
年 月 日	年 月 日	申請者氏名				
		⑩				
上記のとおり相違ないことを証明します。						
年 月 日	市 町 村 長					
	鳥 取 県 教 育 委 員 会 殿					
注 所得額の欄は、市町村長が記入すること。						

様式第8号 (第17条関係)

異 動 届 出 書			
決 定 番 号	第 号		
出 身 大 学 名 在			
異 動 内 容			
理 由			
異 動 年 月 日			
上記のとおり異動しましたので、鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則第17条第 項の規定によりお届けします。			
年 月 日	届 出 者	郵 便 番 号	□□□□-□□
	住 所	(電話	局 番)
	氏 名		⑩
鳥 取 県 教 育 委 員 会 殿			

様式第9号 (第17条関係)

連帯保証人変更届出書

決定番号	第	号
出身大学名		
氏名		
新連帯保証人	住所	郵便番号□□□□-□□□□ (電話局番)
	氏名	年 月 日 生
	本人との続柄	
旧連帯保証人	住所	
	氏名	
理由		

上記のとおり連帯保証人を変更しましたので、鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則第17条第3項の規定によりお届けします。

年 月 日  
届 出 者 郵便番号 □□□□-□□□□  
住 所

(電話局番)  
氏 名

地域改善対策大学奨学資金の返還債務を本人と連帯して負担します。  
連帯保証人  
鳥取県教育委員会 殿

様式第10号 (第17条関係)

死 亡 届 出 書

決定番号	第	号
出身大学名		
氏名		
死亡年月日		

上記のとおり死亡しましたので、鳥取県地域改善対策大学奨学資金の貸与等に関する規則第17条第4項の規定によりお届けします。

年 月 日  
連帯保証人 郵便番号 □□□□-□□□□  
住 所

(電話局番)  
氏 名

鳥取県教育委員会 殿

注 死亡を証する書類を添付すること。

発行所 鳥取県鳥取市東一丁目 電話 0859-211111 【定例：毎月十四日(祝祭日を除く)】